

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月12日

【事業年度】 第116期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 黒崎播磨株式会社

【英訳名】 KROSAKI HARIMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 古野英樹

【本店の所在の場所】 福岡県北九州市八幡西区東浜町1番1号

【電話番号】 (093)622-7224

【事務連絡者氏名】 取締役総務人事部長 江口 宏

【最寄りの連絡場所】 福岡県北九州市八幡西区東浜町1番1号

【電話番号】 (093)622-7224

【事務連絡者氏名】 取締役総務人事部長 江口 宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成19年6月28日に提出いたしました第116期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項のうち、一部の記載事項につき訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため、証券取引法第24条の2第1項に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第4 提出会社の状況
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(7) <省略>

（訂正後）

(1)～(7) <省略>

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は定款に、「取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う」旨、及び「取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする」旨を定めている。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は定款に、「会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う」旨を定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

以上